

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(329)」

2. 日時：令和2年5月20日(水) 10時00分～13時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、平野主任安全審査官、藤原安全審査専門職、河原崎
安全審査専門職

日本原燃(株)

藤田 執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 他11名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る加工事業変更許可申請に係る整理資料^{注)}について、令和2年5月18日の提出資料(※)に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

①重大事故等対処設備

- MOX施設での具体的な重大事故等対処設備の設置目的等を踏まえて、再処理施設との違いを明確にした上で重大事故等対処設備の設計方針を整理すること。

②緊急時対策所

- 緊急時対策所の居住性評価の条件について、関連する評価と整合するように整理すること。

③放射性物質の拡散抑制

- 建屋放水時に併せて実施する排水措置について、加工事業基準規則解釈第30条第1項第5号の規定との関係を踏まえ、位置付けを整理すること。

④水の供給

- 水補給の手順のフローについて、手順の流れ及び手順着手の判断基準が明確になるように整理すること。

⑤大規模損壊

- 大規模火災が発生した場合における消火活動等の他に、追加で行う対

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

応があるのであれば、資機材の整備等を含めて、整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他
なし

参考

※ 令和2年5月18日の面談
「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」